

議第44号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに法第21条の5の18第1項及び第2項」を「，第21条の5
の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改
める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

共生型障害児通所支援事業者に係る事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準を定める必要があるので提案する。